

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の4第3項
処 分 の 概 要 : 教習射撃指導員の解任の命令
原権者(委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条(教習射撃指導員の解任の命令)
処 分 基 準 : <p>射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障を来すと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考 :